



景環セ第1号の6
令和4年7月29日

山辺・県北西部広域環境衛生組合
管理者 並河 健 様

奈良県景観・環境総合センター所長



届出書の受理について（通知）

令和4年6月27日に届出のあった、水質汚濁防止法第5条第1項に基づく特定施設
新設届を受理しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------------|---|----|
| 1 | 工場又は事業場の名称 | エネルギー回収型廃棄物処理施設 | |
| 2 | 工場又は事業場の所在地 | 天理市岩屋町 459-2 | |
| 3 | 特定施設の種類の種類 | 71の3：一般廃棄物処理施設である焼却施設 | 5基 |
| | | 2-イ 原料処理施設（オートクレー、ドラムビッカー 各1基） 2-ロ 洗浄施設（空かご洗浄機、ケースワッシャー 各1基） 2-ハ 湯煮施設（スルダ - 1基） | |

法の趣旨を尊重し、施設の維持・管理には十分配慮してください
なお、当該届出について以下のとおり変更等がある場合には、報告が必要となります。

<特定施設構造等変更届(法第7条関係)>

- 次の変更をしようとする60日前までに報告が必要となります。
- 特定施設の構造（付帯設備を含む）の変更
- 特定施設の使用方法の変更（汚水処理方法、排出水の汚染状態や量、用水及び排水系統等）

<氏名等変更届又は特定施設の使用廃止届(法第10条関係)>

- 次の変更等をした日から30日以内に報告が必要となります。
- 氏名、名称または住所の変更
- 法人にあっては代表者氏名の変更
- 特定事業場の名称または所在地の変更
- 特定施設の使用を廃止したとき

<問い合わせ先>

〒633-0062 奈良県桜井市粟殿 1000 番地
奈良県景観・環境総合センター 審査係
TEL：0744-47-3805 FAX：0744-43-3416